

## 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の概要

### 1 趣 旨

卓越した技能者を表彰することにより、広く技能者の地位及び技能水準の向上を図る。加えて、若者が誇りと希望を持って職業に精進する気運を高めることによって、将来を担う優秀な技能者の確保・育成を進め、優れた技能を次世代に承継していくことを目的とする。

### 2 被表彰者の決定

被表彰者は、次の各号のすべての要件を充たす者であって、都道府県知事や全国的な規模の事業を行う事業主団体等から推薦のあった者のうち、厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見を聴いて決定する。

- ① きわめてすぐれた技能を有する者
- ② 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- ③ 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- ④ 他の技能者の模範と認められる者

### 3 表 彰

表彰は、厚生労働大臣が毎年1回、被表彰者に表彰状、卓越技能章(楯及び徽章)及び褒賞金(10万円)を授与して行われる。

昭和42年度に第1回の表彰が行われて以来、令和5年度の第57回の表彰までで7,096名が表彰されている(平成7年度までは概ね100名を表彰し、平成8年度からは概ね150名を表彰している)。

### 4 審査部門の拡充(新設)(令和5年度)

今後、障害者雇用の取組がより一層求められていく中、優秀な卓越した技能を持つ障害者を対象に、新たに障害者部門を設定することにより、他の障害を持つ技能者の目標となる技能の研鑽を促すとともに、模範となる技能者像となることによって、生き活きと働ける就労環境づくりに資することで、障害者雇用の質をより一層高めることを目的とする。(第22部門)

また、近年のデジタル技術の発展はめざましく、情報処理技術・通信技術の分野で活躍する技術者を対象に、極めて優れた技能者を表彰することによって、デジタル人材の育成に寄与することを目的とする。(第20部門)